

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回所沢市建築審査会
開 催 日 時	平成30年7月30日(月) 午後1時から午後3時30分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟2階 202会議室
出 席 者 の 氏 名	加村啓二、村上逸郎、伊藤庸一、石丸由紀、木村一男
欠 席 者 の 氏 名	
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	<p>議案第1号 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可の同意について</p> <p>報告第1号 建築基準法第43条第1項ただし書（包括同意基準）に基づく許可について</p> <p>報告第2号 建築基準法第44条第1項第2号（包括同意基準）に基づく許可について</p>
会 議 資 料	<p>資料1：建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可（日影による中高層の建築物の高さの制限）</p> <p>資料2：建築基準法第43条第1項ただし書（敷地等と道路の関係）の規定に基づく許可について（報告）</p> <p>資料3：建築基準法第44条第1項第2号許可に関する包括同意基準の許可について（報告）</p>
担 当 部 課 名	<p>街づくり計画部長 秋田 博庸</p> <p>街づくり計画部次長 吉田 直樹</p> <p>建築指導課 課長 保坂 貞夫</p> <p>主査 粕谷 博一</p> <p>主査 塩野 雄一</p> <p>主任 鈴木 彰生</p> <p>主任 谷口 友一</p> <p>主任 長谷川 直人</p> <p>主任 前島 草奈</p> <p>(事務局) 街づくり計画部 建築指導課</p> <p>電話 04(2998)9180</p>

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>～ 開会 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■会議成立の報告 ■街づくり計画部長挨拶 ■街づくり計画部次長挨拶 ■会議の公開・非公開 公開に決定
会長	<p>それでは、議案第1号について、特定行政庁より説明をお願いします。</p>
鈴木主任	<p>～ 資料1に基づき、建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく、日影による中高層建築物の高さの制限の特例許可について説明 ～</p>
会長	<p>議案第1号について、何かご質問はありますか。</p>
委員	<p>増築場所は既存の駐車場になっているが、代わりの駐車場はどうするのか。</p>
保坂課長	<p>別の場所に確保するとのことですが、場所については確認した上で、回答させていただきます。</p>
委員	<p>日影不適合部分は、エレベーターシャフトの部分か。</p>
保坂課長	<p>既存建築物の北側壁面と渡り廊下によるものです。</p>
会長	<p>他にご質問はありませんか。なければ、現地調査に向かいたいと思います。</p>
	<p>～ 現地調査 ～</p>
会長	<p>ただ今、現地を見られて、何かありますか。</p>
保坂課長	<p>先ほど、ご質問のありました代わりの駐車場ですが、案内図のこ</p>

	<p>の部分になります。現在より広くなるとのことです。</p>
委員	<p>職員寮と託児所を移さないと、建物は作れませんよね。</p>
保坂課長	<p>職員寮と託児所は、新館の東側に建っている建物を利用する予定となっています。</p>
委員	<p>現在、職員寮は別敷地なのか。別だとすると、今回、敷地を増やして増築するということか。</p>
保坂課長	<p>既存の病院の敷地は塀までで、今回、職員寮の敷地まで拡張する計画です。</p>
委員	<p>許可基準に「既存の敷地内」という規定はあるか。</p>
保坂課長	<p>ありません。</p>
委員	<p>条文の「居住環境」とは、日影のみを対象としているのか。工事車両の通行なども含まれるのか。</p>
保坂課長	<p>日影以外にも、通風や採光等は判断要因となりますが、工事車両の通行に関しては要件とすることは難しいと考えます。</p>
会長	<p>住民説明はしましたか。</p>
保坂課長	<p>今回の計画については、所沢市街づくり条例に基づき、近隣説明を行っており、反対はなかったと聞いております。</p>
会長	<p>それでは、これより採決を行います。 本件については、全会一致により同意とすることによろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>はい。</p>
会長	<p>それでは、全会一致により、同意とすることに決しました。 続きまして、報告第1号について、特定行政庁より説明をお願いします。</p>

	<p>します。</p>
<p>長谷川主任</p>	<p>～ 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づき、包括同意基準にて許可した22件について報告 ～</p>
<p>委員</p>	<p>通路のパターン図を付けてほしいのと、図面の数字を見やすくしてほしい。</p> <p>12番の敷地内の雨水対策とブロック塀の安全性についてお聞きする。</p>
<p>保坂課長</p>	<p>次回よりパターン図を添付し、図面の数字は見やすくします。</p> <p>敷地内の雨水対策ですが、浸透柵を6箇所設置し、地面に浸透させることとしています。また、ブロック塀の安全性についても確認しています。</p>
<p>委員</p>	<p>5件取り止めています。理由は。</p>
<p>保坂課長</p>	<p>3件は計画変更により許可の取り直しをしており、2件は建築自体を取り止めたことによるものです。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、報告第2号について、特定行政庁より説明をお願いします。</p>
<p>谷口主任</p>	<p>～ 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき、包括同意基準にて許可した4件について報告 ～</p>
<p>委員</p>	<p>手持ちの資料は、パワーポイントと同じものにしてほしい。</p> <p>また、基準の「通行可能な部分の幅員」について、2メートル以上が手すりからなのか、スロープの段差からなのかをはっきりしておいた方がよい。</p>
<p>会長</p>	<p>今後の計画はあるのか。</p>
<p>谷口主任</p>	<p>事業者側では、老朽化や市民の要望等により、年4件ほど計画しているとのこと。</p>

委員	バス停の段差は、他のバス停にもあるのか。つまりかないか。
保坂課長	段差は10センチメートル程度あります。これが標準仕様なのか、特別仕様なのかはわかりません。
委員	高齢者は上がれないのでは。他の図面にも段差があるが、スロープのために高くしているのか。
吉田次長	当初、バスの床の高さと縁石の高さは合っていましたが、今は低床バスに合わせて切り下げているようです。
委員	どうにかできなかったのですか。検討をお願いします。
吉田次長	バス事業者をお願いしていきたい。
秋田部長	交通バリアフリーは、これからの社会、大変重要であり、バス事業者を確認して対応をお願いしていきたい。
委員	待っている人は高い所に座っていて、乗る時に一旦下りてから、バスに乗ることになりますね。
保坂課長	今後、段差の必要性について事業者側に確認し、他の方法がないか要望していきたい。
会長	バス事業者を確認しておいてください。 その他については何かありますか。
保坂課長	～ 建築基準法の一部改正について説明 ～
事務局	～ 次回の建築審査会についてお知らせ～
会長	他になければ、以上をもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

以上